

○神栖市業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領

平成23年6月20日

訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務委託（以下「業務委託」という。）について適正な競争の促進及び品質の向上を図るため、神栖市財務規則（昭和58年神栖町規則第1号）第108条第1項の規定により最低制限価格を設定し、試行導入する算定方法を定めるものである。

(対象)

第2条 この訓令の対象となる業務委託は、契約主管課において競争入札により実施する業務委託とする。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格積算基準額（以下「基準額」という。）とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数とは、無作為（ランダム）にくじにより抽選算出される0.9850から1.0150までの数値をいう。
- (3) 最低制限価格とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13を準用する場合を含む。）に定める最低制限価格をいう。

(基準額及び最低制限価格)

第4条 基準額は、対象とする業務委託の予定価格に110分の100を乗じて得た額の算出の基礎となる別表に掲げる業務ごとの各算定項目の費用に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務を除く建設コンサルタント業務にあっては、予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内の額（算出した額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8、10分の6に満たない場合にあっては10分の6の額とする。）とし、測量業務にあっては、予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内の額（算出した額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2、10分の6に満たない場合にあっては10分の6の額とする。）とし、地質調査業務にあっては、予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内の額

(算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5, 3分の2に満たない場合にあっては3分の2の額とする。)とする。

- 2 最低制限価格は、前項の基準額の110分の100に相当する額に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務を除く建設コンサルタント業務にあっては、予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内の額(算出した額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8,10分の6に満たない場合にあっては10分の6の価格とする。)とし、測量業務にあっては、予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内の額(算出した額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2,10分の6に満たない場合にあっては10分の6の額とする。)とし、地質調査業務にあっては、予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内の額(算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5,3分の2に満たない場合にあっては3分の2の額とする。)とする。

(複合案件)

- 第5条 前条に規定するもののほか、複合案件(別表左欄に掲げる業務を複合して1件の業務委託の案件とする場合をいう。以下同じ。)に係る基準額及び最低制限価格は、次条に定めるとおりとする。

(複合案件に係る基準額及び最低制限価格)

- 第6条 複合案件に係る基準額の算出については、第4条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「業務委託の」とあるのは「業務委託を構成する業務ごとに算出した基準額の合計額とし、その業務ごとの基準額は、」と、「予定価格」とあるのは「予定価格のうち当該業務に相当する額」と読み替えるものとする。

- 2 複合案件に係る最低制限価格の算定については、第4条第2項本文の規定を準用する。この場合において、同項本文中「前項の基準額」とあるのは、「第6条第1項の規定により算出した基準額」と読み替えるものとする。

- 3 前項の場合において、最低制限価格の上限額にあっては対象とする業務委託を構成する業務ごとに算出した最低制限価格の上限額の合計額とし、最低制限価格の下限額にあっては対象とする業務委託を構成する業務ごとに算出した最低制限価格の下限額の合計額とする。

- 4 前項に規定する最低制限価格の上限額及び下限額の算出については、第4条第2項ただし書の規定を準用する。この場合において、同条ただし書中「予定価格」とあるのは、「予定価格のうち当該業務に相当する額」と読み替えるものとする。

(基準額の決定)

第7条 予算執行者は、開札日までに基準額を決定するものとする。

2 前項の規定により決定した基準額は、予定価格調書に記入して作成し、封をしてから入札執行者に送付しなければならない。

(最低制限価格の算出方法等)

第8条 入札執行にあたっての入札執行者の手続きは、次のとおりとする。

(1) 予定価格調書を開封して記載された基準額を確認し、最低制限価格自動計算システム(以下「自動計算システム」という。)に入力したうえで、無作為(ランダム)係数を決定する。

(2) 基準額に前号の無作為(ランダム)係数を乗じて、最低制限価格を算出する。ただし、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内に有効な入札がなく、かつ、最低制限価格が変動する範囲の下限額以上に有効な入札がある場合は、当該最低制限価格の直近下位の有効な入札の金額を新たな最低制限価格として置き換える。

(3) 基準額、無作為(ランダム)係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格決定の経緯を記録する。

2 前項第1号で決定した無作為(ランダム)係数は開札後、口頭により公表できるものとする。

3 自動計算システムの故障等により、当該自動計算システムへの入力に困難となった場合には、機器の交換等必要な措置を講ずるものとする。この場合において自動計算システムの回復の見込みがたたないときは、予定価格表に記載された基準額を最低制限価格とすることができる。

付 則

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

付 則(平成25年訓令第11号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の神栖市業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告又は指名通知をする業務委託について適用し、同日前に公告又は指名通知をした業務委託については、なお従前の例による。

付 則(令和元年訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の神栖市業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領の規定(第3条第3号及び第4条中「108分の100」を「110分の100」に、「100分の108」を「100分の110」に改める改正規定に係る規定を除く。)は、この訓令の施行の日以後に公告又は指名通知をする業務委託について適用し、同日前に公告又は指名通知をした業務委託については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の神栖市業務委託最低制限価格の設定に関する試行要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告又は指名通知をする業務委託について適用し、同日前に公告又は指名通知をした業務委託については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

業務	算定項目	割合
測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費	10分の4.8
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	特別経費	10分の10
	技術料等経費	10分の6
	諸経費	10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の4.8
地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費	10分の8
	諸経費	10分の4.8
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	10分の10

直接経費	10分の10
その他原価	10分の9
一般管理費等	10分の4.5